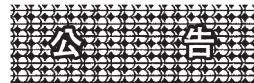


- (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 4(1) 路線名 御岳王滝黒沢線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡王滝村3337番地先から
 木曽郡王滝村224番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 5(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町三岳6749番の10地先から
 木曽郡木曽町三岳6231番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 6(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町三岳6749番の1地先から
 木曽郡木曽町三岳6749番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 7(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町開田高原西野6322番の40地先から
 木曽郡木曽町開田高原西野6322番の54地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 8(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町開田高原西野5227番の179地先から
 木曽郡木曽町開田高原西野5227番の199地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日

道路管理課

**公告**

県営渡場地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立てで決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営渡場地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成23年10月12日から11月9日まで
- 3 縦覧の場所
伊那市役所

農地整備課

公告

県営駒ヶ根地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立てで決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営駒ヶ根地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成23年10月12日から11月9日まで
- 3 縦覧の場所
駒ヶ根市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、中野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年10月29日（土）午前10時から
- (2) 開催場所 中野市中央公民館 3階講堂（中野市三好町1-4-27）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
中野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成23年10月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成23年10月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所整備課、中野市都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

（別紙様式）

公　述　申　出　書	(整理番号)
中野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部 守一様	
公述申出人	
住 所 〒	
ふりがな 氏 名	
(電話)	
意見の要旨	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

（注）用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、山ノ内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年10月29日（土） 午後2時から
- (2) 開催場所 山ノ内町文化センター 土地資料室（下高井郡山ノ内町大字平穂4015-1）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案

山ノ内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成23年10月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成23年10月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所整備課、山ノ内町建設水道課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
山ノ内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所	
ふりがな 氏 名	
(電話)
意見の要旨	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、野沢温泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年10月30日（日）午後2時から
- (2) 開催場所 野沢温泉村役場 3階301・302会議室（下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
野沢温泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成23年10月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成23年10月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所整備課、野沢温泉村建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
野沢温泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　　年　　月　　日	
長野県知事 阿 部 守 一 様	
公述申出人	
住 所 〒	
ふりがな 氏 名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

正　　誤

平成23年9月29日付け長野県飯田建設事務所告示第30号
「道路の区域変更及び関係図面の縦覧」中

ページ 箇所 誤 正
5 左側 長野県上田建設事務所 長野県飯田建設事務所

道路管理課